

第 7 0 号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「第 2 3 条第 3 項」を「第 2 3 条第 2 項」に改め、
同条第 8 項中「再就職手当、常用就職支度金」を「就業促進手当」に改
め、同項第 3 号の 2 を削り、同項第 4 号を次のように改める。

（ 4 ） 職業に就いた者 雇用保険法第 5 6 条の 2 第 3 項に規定する
就業促進手当の額に相当する金額

第 1 6 条第 1 0 項中「又は第 3 号の 2 」を削り、同条第 1 2 項を同条
第 1 3 項とし、同条第 1 1 項中「第 1 0 条の 3 」を「第 1 0 条の 4 」に
改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 0 項の次に次の 1 項を加える。

1 1 第 8 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第 1 項、
第 3 項又は第 8 項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手
当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による
退職手当の支給があつたものとみなす。

（ 1 ） 雇用保険法第 5 6 条の 2 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る
就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受け
た日数に相当する日数

（ 2 ） 雇用保険法第 5 6 条の 2 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る
就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について
同条第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる
日数に相当する日数

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した職員に係るこの条例による改正後の足立区職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第16条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から第10項までに定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 新条例第16条第8項第4号及び第11項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第8項第4号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対するこの条例による改正前の足立区職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第16条第8項第3号の2及び第4号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした偽りその他不正の行為によつて新条例第16条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部又は一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。
- 5 新条例第16条第12項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等（雇用保険法第10条の4第2項に規定する職業紹介事業者等をいう。）に対して適用し、施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新条例第16条第12項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。
- 6 付則第2項から前項までの場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成15年5月1日から施行日の前日までの間における旧条例第16条の規定の適用については、同条第1項中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）」による改正前の雇用保

険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第2号並びに同条第3項、第5項から第8項まで、第11項及び第12項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。

- 7 付則第2項、第3項及び前項の規定にかかわらず、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第16条の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、同条の規定による退職手当の額を下回らない範囲において、足立区規則（以下「規則」という。）で定めるところによる。
- 8 付則第2項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日前に退職した職員が同日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）附則第8条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第16条第8項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第16条第8項第3号の2又は第4号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、同項第3号の2又は第4号の規定による退職手当の額を下回らない範囲において、規則で定めるところによる。
- 9 平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に旧条例第16条の規定により支払われた退職手当は、付則第7項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。
- 10 平成15年5月1日前に退職し、同日から施行日の前日までの間に職業に就いた職員に対して、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に旧条例第16条第8項第3号の2又は第4号の規定により支払われた退職手当は、付則第8項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。
- 11 この付則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

(提案理由)

雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当に関する規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。